

和歌山県の海で釣りを楽しむみなさまへ

◎まき餌釣り禁止区域について

和歌山県内では、従来からまき餌釣りに関して漁業者等の間で地元ルールがある海域、遊漁者のまき餌釣り禁止解除により漁業活動に支障がある海域については、下記の和歌山海区漁業調整委員会指示により遊漁者によるまき餌を使用した船釣りを禁止する区域を設定しています。また、大型定置網の周辺についても垣網周辺100mの区域を同様にまき餌を使用した船釣りの禁止区域として設定しています。

つきましては、船釣りに当たっては、禁止区域に十分注意して下さい。

記

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、和歌山海区における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

令和7年3月7日

和歌山海区漁業調整委員会会長 松 村 徳 夫

- 1 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 2 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和7年4月24日から令和8年4月23日までとする。

◎委員会指示に違反した場合には

委員会指示違反を繰り返した場合、漁業法第191条により『1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する』と規定されており、罰せられることがあります。

◎マナーを守ろう

設定された制限・禁止区域に限らず、刺し網や養殖筏など漁具等周辺での遊漁は漁具破損など漁業者の迷惑になることがありますので注意しましょう。また、魚礁等で操業中の漁船、漁網等を曳航中の漁船とは十分距離をとり操業の妨害にならないようにしましょう。

☆和歌山のきれいな海は、みんなの大切な宝物です。遊漁者の皆さんは漁業者の迷惑にならないよう、ルールとマナーを守り快適な釣りを楽しみましょう。

※問い合わせ先

和歌山県農林水産部水産局資源管理課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL：073(441)3010 FAX：073(432)4124

E-mail：e0715001@pref.wakayama.lg.jp